

### 3. 建設予定地・施設整備に係る法規制等



### 3. 建設予定地・施設整備に係る法規制等

#### 3.1 環境保全に係る法規制

表 3.1 に環境保全に係る法規制を示す。

表 3.1 環境保全に係る法規制

法律	適用範囲等
廃棄物処理法 (昭和 45 年法律第 137 号)	焼却能力が1時間当たり200kg以上、又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設は、本法の対象となる。新ごみ処理施設は、条件に該当するため、本法の対象となる。
ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)	工場、又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で、焼却能力が1時間当たり50kg以上、又は火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設であり、ダイオキシン類を大気中に排出、又はこれを含む汚水・廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。新ごみ処理施設本法の特定施設に該当する。
大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)	焼却能力が1時間当たり200kg以上、又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設は、本法のばい煙発生施設に該当する。新ごみ処理施設は、本法のばい煙発生施設に該当する。
騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)は、本法の特定施設に該当し、県知事、又は市長が指定する地域(規制地域)では規制の対象となる。建設予定地は、規制地域外にあるため、規制の対象とならない。
振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)は、本法の特定施設に該当し、県知事又は市長が指定する地域(規制地域)では規制の対象となる。建設予定地は、規制地域外にあるため、規制の対象とならない。
悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)	本法においては、特定施設制度をとっていないが、県知事又は市長が指定する地域(規制地域)では規制の対象となる。建設予定地は、規制地域内(B地域)にあるため、規制の対象となる。
水質汚濁防止法 (昭和 46 年法律第 138 号)	焼却能力が1時間当たり200kg以上、又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設は、本法の特定施設となる。汚水、又は廃水を公共用水域に排出する場合、本法の規制基準が適用される。新ごみ処理施設は、本法の特定施設に該当するが、汚水、又は廃水を公共用水域に排出しないため、規制基準は適用されない。
下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)	焼却能力が1時間当たり200kg以上、又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のごみ焼却施設は、本法の特定施設となる。排水を公共下水道に排出する場合、本法の規制基準が適用される。新ごみ処理施設は、特定施設に該当するが、排水を公共下水道に排出しないため、本法の規制基準が適用されない。
浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)	施設からの汚水、又は廃水を浄化槽にて処理して放流する場合、排水基準等が適用される。新ごみ処理施設では、生活排水を浄化槽(農業集落排水処理施設)で処理して放流するため、本法が適用される。
土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)	有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康被害が生ずる恐れがあるとき、一定規模の土地の形質変更(掘削、盛土等の対象面積が3000m <sup>2</sup> 以上)である場合は、本法の適用を受ける。当該土地の形質の変更については、着手日の30日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。今後、詳細検討のうえ、必要に応じて届出を行う。なお、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。

### 3.2 施設の設置、土地利用及び設備等に係る法規制

表 3.2～表 3.4 に施設の設置、土地利用規制及び設備等に係る法規制を示す。

表 3.2 施設の設置、土地利用規制及び設備等に係る法規制 [1/3]

法律	適用範囲等
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要である。建設予定地は、都市計画区域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。ただし、特に必要がある場合は、都市計画区域外であっても都市計画に都市施設として定めることができる。
都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号)	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合は本法の適用を受ける。建設予定地は、市街地再開発事業の施行地区の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合は本法の適用を受ける。建設予定地は土地区画整理事業の施行地区の範囲外であるため、本法の適用を受けない。
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除去する場合は、河川管理者の許可が必要となる。建設予定地は、河川区域の範囲外であるため、本法の適用を受けない。
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域において制限された行為(工作物の設置等)を行う場合は、本法の適用を受ける。建設予定地は、急傾斜地崩壊危険区域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
土砂災害防止法 (平成 12 年法律第 57 号)	特別警戒区域で特定開発行為(住宅、社会福祉施設等の建築等)を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる。また、特別警戒区域では、居室を有する建築物は、構造規制の対象となる。新ごみ処理施設の整備は特定開発行為に該当しないため、これに対する県知事の許可は不要である。一方、新ごみ処理施設は、居室を有する建築物に該当するため、構造規制の対象となる。
砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	砂防指定地内において制限された行為(工作物の設置等)を行う場合は、本法の適用を受ける。建設予定地は、砂防指定地ではないため、本法の適用を受けない。
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域において地すべりの原因となる行為(工作物の設置等)を行う場合は、本法の適用を受ける。建設予定地は、地すべり防止区域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合は、本法の対象となる。建設予定地は、宅地造成工事規制区域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合は本法の対象となる。建設予定地は、海岸保全区域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	道路に工作物等(電柱、電線、水道管、ガス管等)を設置し、継続して道路を使用する(道路の占有)場合は、道路管理者の許可を受ける必要がある。本事業では、道路に工作物等を設置しないため、本法の適用を受けない。
農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)	工場を建設するために農地を転用する場合は、本法の適用を受ける。本事業では、農地を転用しないため、本法の適用を受けない。
港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)	港湾区域、又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合は本法の対象となる。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合は本法の対象となる。建設予定地は、港湾区域、港湾隣地域、臨港地区の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。

表 3.3 施設の設置、土地利用規制及び設備等に係る法規制 [2/3]

法律	適用範囲等
文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合は本法の対象となる。本事業では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘しないため、本法の適用を受けない。
都市緑地保全法 (昭和 48 年法律第 72 号)	緑地保全地域、又は特別緑地保全地区内において、建築物その他の工作物を新設、改築、増築等を行う場合は、本法の適用を受ける。建設予定地は、緑地保全区域及び特別緑地保全地区の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	国立公園、又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、増築する場合は、普通地域において一定の基準を超える工作物を新築、改築、増築する場合は、本法の適用を受ける。建設予定地は、特別地域及び普通地域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)	特別保護地区内において工作物を新築、改築、増築する場合は、本法が適用される。建設予定地は特別保護地区の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)	原生自然観光保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合は、本法が適用される。建設予定地は、原生自然観光保全地域の範囲外にあるため、本法の適用を受けない。
森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)	保安林等において開発行為(立木の伐採、土地の形質変更等)を行う場合、本法の適用を受ける。本事業では、保安林等において開発行為を行わないため、本法の適用を受けない。
建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)	建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要となる。なお、用途地域別に建築物の制限がある。また、都市計画区域内では法 51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合はこの限りでない。本事業では、建築主事の確認が必要である。
消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等を行うことができない。燃料タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制される。
航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)	制限表面(進入表面、転移表面又は、平表面)の上に出る高さの建造物の設置を行う場合は、本法の対象となる。地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要となる。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要である。新ごみ処理施設は、周辺空港の制限表面のうえに出る高さの建造物ではない。また、煙突高を 50m とするため、本法の適用を受けない。
電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等を行う場合は、本法が適用される。建設予定地は伝搬障害防止区域の範囲外であるため、本法の適用を受けない。
有線電気通信法 (昭和 28 年法律第 96 号)	有線電気通信設備を設置する場合は、本法の適用を受ける。
高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合は本法の対象となる。
電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)	自家用発電設備、又は非常用予備発電設備を設置する場合は、本法の適用を受ける。新ごみ処理施設では、非常用予備発電設備を設置するため、本法の適用を受ける。

表 3.4 施設の設置、土地利用規制及び設備等に係る法規制 [3/3]

法律	適用範囲等
労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)	事業場の安全衛生管理体制等のごみ処理施設運営に関連する事項(事業場の安全衛生管理体制、特定機械等に関する規制、酸素欠乏等労働者の危険又は健康障害を防止するための装置、その他関係規制、規格等)が定められている。
工業用水法 (昭和 31 年法律第 146 号)	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が 6cm <sup>2</sup> をこえるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合は本法の適用を受ける。本事業では、地下水を採取しないため、本法の適用を受けない。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (昭和 37 年法律第 100 号)	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合は、本法の適用を受ける。本事業では、地下水を採取しないため、本法の適用を受けない。
工場立地法 (昭和 34 年法律第 24 号)	特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業のいずれかの業種に属し、かつ敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上、又は建築面積 3,000m <sup>2</sup> 以上の工場)の場合は、生産施設の面積や緑地の整備状況について、市町村に届出が必要となる。新ごみ処理施設は、特定工場に該当しない。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和 46 年法律第 107 号)	特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業のいずれかの業種に属する工場の設置者)は、特定工場の規模、設置する施設の区分に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者及びこれらの代理者の届出が必要となる。新ごみ処理施設は、特定工場に該当しない。
熱供給事業法 (昭和 47 年法律第 88 号)	一般の需要に応じて複数の建物(自家消費は除く)に熱供給し、加熱能力の合計が 21GJ/h 以上の事業者が対象となる。新ごみ処理施設は、要件を満たさないため、本法の適用を受けない。
エネルギー使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)	1 年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL 以上の場合は、特定事業者指定され、エネルギー管理員等の選任が必要となる。新ごみ処理施設のエネルギー使用量(原油換算値)は、1,500kL 以上とはならないため、エネルギー管理員等選任は不要である。
建築物のエネルギー性能向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号)	特定建築物(非住宅部分の床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物)の新築等を行う場合は、着手前にエネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出して、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受ける必要がある。新ごみ処理施設は床面積 2,000m <sup>2</sup> となるため、基準に適合させる必要がある。
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	建築工事をする床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> 以上となる建築物において、バリアフリー化のための必要な基準に適合させる必要がある。新ごみ処理施設は、床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> 以上となるため、基準に適合させる必要がある。

### 3.3 開発及び景観、建築、緑化等に係る条例

表 3.5 に施設整備に係る条例を示す。

表 3.5 施設整備に係る条例

条例等	適用範囲等
ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成 16 年条例第 16 号)	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業(処理能力 100t/日以上 of 廃棄物焼却施設の新設等)の実施する場合は、環境影響評価を実施しなければならない。新ごみ処理施設の施設規模は、100t/日未満であるため、環境影響評価を実施する必要はない。 温室効果ガスの排出量が多い工場等(エネルギー使用の合理化に関する法律に規定する第 1 種特定建築物(床面積 2,000m <sup>2</sup> ))の新築等を行う場合は、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出しなければならない。新ごみ処理施設は、床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上となるため、計画書を提出しなければならない。
石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 (平成 9 年条例第 5 号)	特定公益的施設(用途面積 2,000m <sup>2</sup> 以上の工場等)の新築等を行う場合は、条例に定める整備基準に適合させる必要がある。新ごみ処理施設は、床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> 以上となるため、基準に適合させる必要がある。
七尾市景観条例 (平成 20 年 6 月 26 日条例第 29 号)	景観計画区域内において届出対象行為(高さ 13m 以上、又は建築面積 500m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築等)を行う場合は、届出が必要である。また、条例が定める景観形成基準に適合する必要がある。新ごみ処理施設の建設工事は、届出対象行為に該当するため、本条例が適用される。
七尾市及び中能登町における火災予防条例 (平成 25 年条例第 47 号)	消防法に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等を定めている。また、火を使用する設備、又はその仕様に際し火災の発生の恐れのある設備のうち、熱風路、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生すると炉、据付面積 2m <sup>2</sup> 以上の炉等を設置する場合は、消防長への届出が必要である。新ごみ処理施設は、これに該当するため、本条例に定める基準を遵守、消防長への届出が必要である。

